

新旧対照表

○軽自動車検査協会業務方法書（昭和48年8月7日協会規程第14号）

別紙

改正	現行												
軽自動車検査協会業務方法書 最終改正 <u>令和4年12月6日協会規程第12号</u>	軽自動車検査協会業務方法書 最終改正 令和3年6月18日協会規程第7号												
目次 第1章 総則（第1条—第6条） 第2章 軽自動車の検査事務（第7条—第12条） 第3章 自動車重量税の納付の確認等の事務（第13条—第16条） 第4章 雜則（第17条・第18条） 附則 第1章 総則 第1条～第9条（略） (手数料) 第10条 協会に検査等を申請する者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、道路運送車両法関係手数料令（昭和26年政令第255号）の第1条表中第5号及び第11号から第 <u>14</u> 号まで並びに同令第2条の規定により協会に納めなければならない手数料並びに同令第2条の規定により機構に納めなければならない手数料を協会に納入するものとする。 2～3（略） 第11条～第18条（略） <u>附 則〔令和4年12月6日協会規程第12号〕</u> <u>この規程は、令和5年1月1日から施行する。</u>	目次 第1章 総則（第1条—第6条） 第2章 軽自動車の検査事務（第7条—第12条） 第3章 自動車重量税の納付の確認等の事務（第13条—第16条） 第4章 雜則（第17条・第18条） 附則 第1章 総則 第1条～第9条（略） (手数料) 第10条 協会に検査等を申請する者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、道路運送車両法関係手数料令（昭和26年政令第255号）の第1条表中第5号及び第11号から第 <u>13</u> 号まで並びに同令第2条の規定により協会に納めなければならない手数料並びに同令第2条の規定により機構に納めなければならない手数料を協会に納入するものとする。 2～3（略） 第11条～第18条（略）												
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）												
<table border="1"> <tr> <td>事務所の種類</td> <td>事務所の名称</td> <td>事務所の所在地</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所</td> <td>軽自動車検査協会</td> <td>東京都新宿区</td> </tr> </table>	事務所の種類	事務所の名称	事務所の所在地	主たる事務所	軽自動車検査協会	東京都新宿区	<table border="1"> <tr> <td>事務所の種類</td> <td>事務所の名称</td> <td>事務所の所在地</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所</td> <td>軽自動車検査協会</td> <td>東京都新宿区</td> </tr> </table>	事務所の種類	事務所の名称	事務所の所在地	主たる事務所	軽自動車検査協会	東京都新宿区
事務所の種類	事務所の名称	事務所の所在地											
主たる事務所	軽自動車検査協会	東京都新宿区											
事務所の種類	事務所の名称	事務所の所在地											
主たる事務所	軽自動車検査協会	東京都新宿区											

改正		現行		
従たる事務所	軽自動車検査協会札幌主管事務所	北海道	札幌市	
〃	軽自動車検査協会函館事務所	北海道	函館市	
〃	軽自動車検査協会旭川事務所	北海道	旭川市	
〃	軽自動車検査協会室蘭事務所	北海道	室蘭市	
〃	軽自動車検査協会釧路事務所	北海道	釧路市	
〃	軽自動車検査協会帯広事務所	北海道	帯広市	
〃	軽自動車検査協会北見事務所	北海道	北見市	
〃	軽自動車検査協会青森事務所	青森県	青森市	
〃	軽自動車検査協会岩手事務所	岩手県	盛岡市	
〃	軽自動車検査協会宮城主管事務所	宮城県	仙台市	
〃	軽自動車検査協会秋田事務所	秋田県	秋田市	
〃	軽自動車検査協会山形事務所	山形県	山形市	
〃	軽自動車検査協会福島事務所	福島県	福島市	
〃	軽自動車検査協会茨城事務所	茨城県	水戸市	
〃	軽自動車検査協会栃木事務所	栃木県	宇都宮市	
〃	軽自動車検査協会群馬事務所	群馬県	前橋市	
〃	軽自動車検査協会埼玉事務所	埼玉県	上尾市	
〃	軽自動車検査協会千葉事務所	千葉県	千葉市	
〃	軽自動車検査協会東京主管事務所	東京都	港区	
〃	軽自動車検査協会神奈川事務所	神奈川県	横浜市	
〃	軽自動車検査協会山梨事務所	山梨県	笛吹市	
〃	軽自動車検査協会新潟主管事務所	新潟県	新潟市	
〃	軽自動車検査協会富山事務所	富山県	富山市	
〃	軽自動車検査協会石川事務所	石川県	金沢市	
〃	軽自動車検査協会长野事務所	長野県	長野市	
〃	軽自動車検査協会福井事務所	福井県	福井市	
〃	軽自動車検査協会岐阜事務所	岐阜県	羽島市	
〃	軽自動車検査協会静岡事務所	静岡県	静岡市	
〃	軽自動車検査協会愛知主管事務所	愛知県	名古屋市	
〃	軽自動車検査協会三重事務所	三重県	津市	
〃	軽自動車検査協会滋賀事務所	滋賀県	守山市	
〃	軽自動車検査協会京都事務所	京都府	京都市	

改正			現行		
	軽自動車検査協会大阪主管事務所	大阪府大阪市		軽自動車検査協会大阪主管事務所	大阪市
〃	軽自動車検査協会奈良事務所	奈良県大和郡山市	〃	軽自動車検査協会奈良事務所	大和郡山市
〃	軽自動車検査協会和歌山事務所	和歌山县和歌山市	〃	軽自動車検査協会和歌山事務所	和歌山市
〃	軽自動車検査協会兵庫事務所	兵庫県神戸市	〃	軽自動車検査協会兵庫事務所	神戸市
〃	軽自動車検査協会鳥取事務所	鳥取県鳥取市	〃	軽自動車検査協会鳥取事務所	鳥取市
〃	軽自動車検査協会島根事務所	島根県松江市	〃	軽自動車検査協会島根事務所	松江市
〃	軽自動車検査協会岡山事務所	岡山县岡山市	〃	軽自動車検査協会岡山事務所	岡山市
〃	軽自動車検査協会広島主管事務所	広島県広島市	〃	軽自動車検査協会広島主管事務所	広島市
〃	軽自動車検査協会山口事務所	山口県山口市	〃	軽自動車検査協会山口事務所	山口市
〃	軽自動車検査協会徳島事務所	徳島県徳島市	〃	軽自動車検査協会徳島事務所	徳島市
〃	軽自動車検査協会香川主管事務所	香川県高松市	〃	軽自動車検査協会香川主管事務所	高松市
〃	軽自動車検査協会愛媛事務所	愛媛県松山市	〃	軽自動車検査協会愛媛事務所	松山市
〃	軽自動車検査協会高知事務所	高知県高知市	〃	軽自動車検査協会高知事務所	高知市
〃	軽自動車検査協会福岡主管事務所	福岡県福岡市	〃	軽自動車検査協会福岡主管事務所	福岡市
〃	軽自動車検査協会佐賀事務所	佐賀県佐賀市	〃	軽自動車検査協会佐賀事務所	佐賀市
〃	軽自動車検査協会长崎事務所	長崎県長崎市	〃	軽自動車検査協会长崎事務所	長崎市
〃	軽自動車検査協会熊本事務所	熊本県熊本市	〃	軽自動車検査協会熊本事務所	熊本市
〃	軽自動車検査協会大分事務所	大分県大分市	〃	軽自動車検査協会大分事務所	大分市
〃	軽自動車検査協会宮崎事務所	宮崎県宮崎市	〃	軽自動車検査協会宮崎事務所	宮崎市
〃	軽自動車検査協会鹿児島事務所	鹿児島県鹿児島市	〃	軽自動車検査協会鹿児島事務所	鹿児島市
〃	軽自動車検査協会沖縄事務所	沖縄県浦添市	〃	軽自動車検査協会沖縄事務所	浦添市

別表第2 (略)

別表第2 (略)